

平成30年第5回中津川市議会（定例会）

提出予定追加議案

平成30年第5回中津川市議会（定例会）に、条例1件、補正予算8件、合計9件の議案を追加提出します。

（条 例）

1、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づき、平成30年度における民間給与との較差等に基づく給与改定を行うため、改正する。

①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 給料表、初任給調整手当を改正する（給料表は平均0.2%の引上げ）。
- (2) 宿日直手当の額を改正する（宿日直1回あたり4,200円→4,400円）。
- (3) 職員のボーナスのうち、勤勉手当を年0.05月分引き上げる。
- (4) 職員のボーナスのうち、期末手当の支給額を6月と12月で平準化する。

区分	支給時期	現行	H30.12改正	H31.4改正
期末手当	6月期	1.225月	1.225月	1.30月
	12月期	1.375月	1.375月	1.30月
	合 計	2.60月	2.60月	2.60月
勤勉手当	6月期	0.90月	0.90月	0.925月
	12月期	0.90月	0.95月	0.925月
	合 計	1.80月	1.85月	1.85月

②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (1) 特定任期付職員の給料表を改正する（月額1,000円引上げ）。
- (2) 特定任期付職員のボーナス（期末手当）を年間0.05月分引き上げ、支給額を6月と12月で平準化する。

③中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

- ・議員のボーナス（期末手当）を年間0.05月分引き上げ、支給額を6月と12月で平準化する。

④その他の改正

- ・一般職の任期付職員が準用する給料表を再任用職員のものから正規職員のものに変更する。

⑤施行期日

- (1) 公布の日（平成30年4月1日から適用する。）
給料表の改定、宿日直手当の改定、期末勤勉手当の改定（12月賞与の引き上げ）

(2) 平成31年4月1日
期末勤勉手当の改定（支給月数の平準化）、一般任期付職員の給料表準用の改定

(補正予算)

- 1 平成30年度中津川市一般会計補正予算
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3 " 下水道事業会計補正予算
- 4 " 農業集落排水事業会計補正予算
- 5 " 特定環境保全公共下水道事業会計補正予算
- 6 " 介護保険事業会計補正予算
- 7 " 水道事業会計補正予算
- 8 " 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：石原
電話：0573-66-1111（内線442）